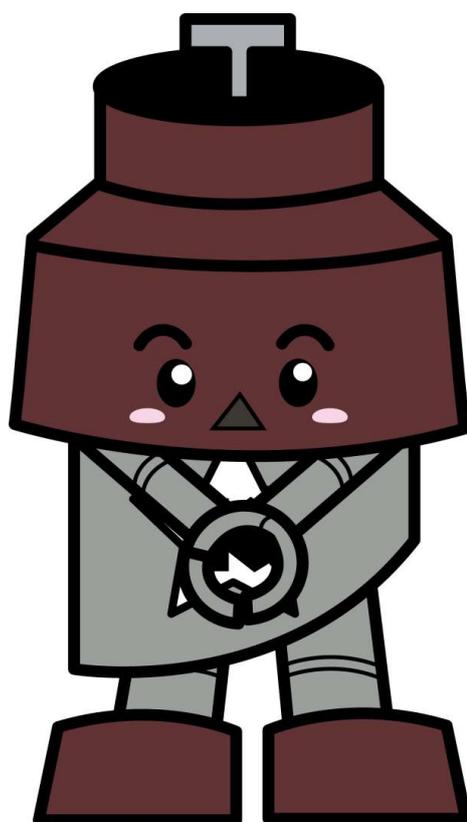


# 川口市応援 「ふるさと寄附金」のお願い

～7種類のモデルメニューをご用意しています～



川口市マスコット「きゅぼらん」

**ふるさと納税で川口市を  
応援してください**

寄附の使い道に沿った寄附目的を選べます。

## 「ふるさと寄附金」で川口市を応援してください

「ふるさと寄附金」とは、地方自治体に寄附した場合、寄附金額のうち2,000円を超える全額が、所得税・住民税から控除される制度です。

インターネットから寄附が可能で、寄附していただくとお礼として川口市の魅力ある返礼品を贈呈しています。

皆様とともに、「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市川口」をつくって参りますので、「ふるさと寄附金」で是非川口市を応援してください。

## ふるさと寄附金の税控除制度について

### ・寄附金控除の対象

全国の都道府県・市区町村に対する寄附金  
(居住地・出身地などの限定はありません。)

### ・寄附金控除対象額

寄附金額のうち、2,000円を超える額  
(総所得金額の30%を超える額は対象外です。)

### ・ふるさと寄附金の特別控除

個人住民税の所得割額の20%を限度として割増しで税額控除されます。

※総務大臣の指定を受けた地方自治体への寄附金のみが特別控除されることになっております。

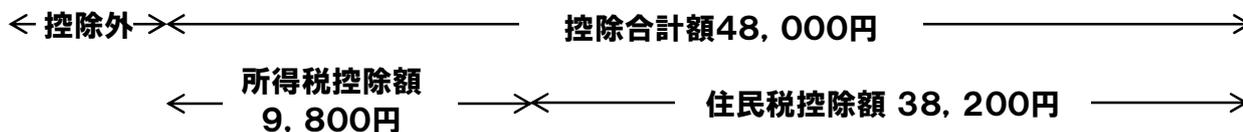
(川口市は総務大臣の指定を受けています。)

### ・ふるさと納税ワンストップ特例制度

ふるさと寄附金の税控除を受ける場合、税務署への確定申告が必要です。ただし、確定申告が不要な給与所得者の場合、寄附先の地方自治体に申請書を提出することで、確定申告をしなくても、税控除が受けられます。

## 控除額イメージ

### ・給与収入700万円で、配偶者を扶養している方が5万円の寄附をした場合



適用下限額	①所得税控除額 (5万円-2,000円) ×20%(適用税率)×1.021※ =9,800円	②住民税控除額(基本額) (5万円-2,000円) ×10% =4,800円	③住民税控除額(ふるさと寄附特例額) (5万円-2,000円) ×(90-20(所得税率)×1.021※)% =33,400円
2,000円			

※復興特別所得税額の調整

ワンストップ特例の場合、①も住民税から控除

③は住民税所得割の20%が限度

※具体的な控除額は、所得金額や寄附金額によって異なります。

## 寄附金の申出・納付の手続について

### ・インターネットでの手続

ふるさと納税サイトで申出・納付の手続ができます。

「川口市 さとふる」、「川口市 楽天ふるさと納税」、「川口市 ふるさとチョイス」  
「川口市 ふるなび」、「川口市 au PAYふるさと納税」、  
「川口市 セゾンのふるさと納税」で検索してください。

クレジットカード・コンビニ・ペイジー・キャリア決済で納付できます。

### ・寄附金担当課での手続

寄附金のモデルメニュー担当課で申出・納付の手続ができます。

(最終面に寄附金のモデルメニュー・担当課の一覧を掲載しています。)

寄附申出書を提出します。

寄附金納付書が送付されますので、金融機関で納付してください。

### ・寄附金受領証明書の送付

確定申告に添付が必要ですので、大切に保管してください。

## 返礼品の贈呈について

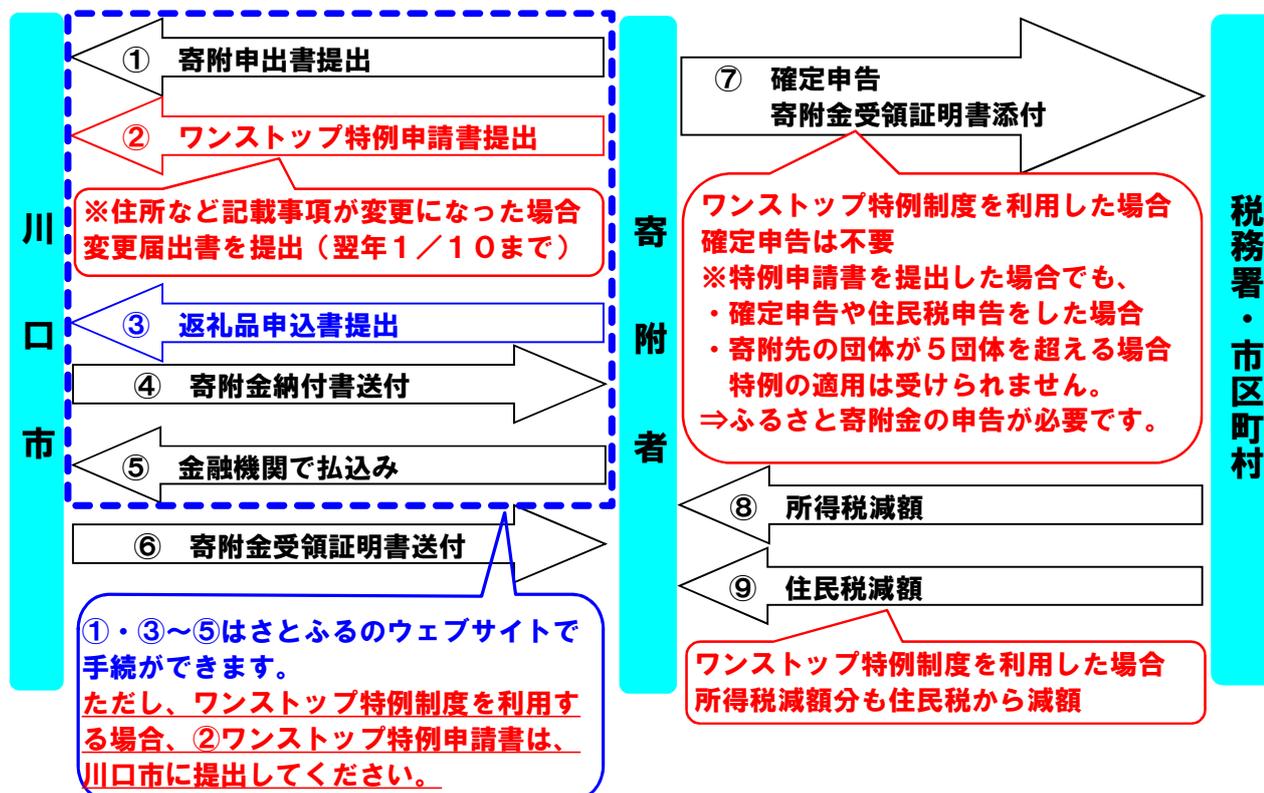
・寄附をしていただいた方に、川口市の地場産品をお礼として贈呈します。

※返礼品の贈呈は、市外在住の方のみとなります。

・インターネットでの手続の際に、ご希望の返礼品を選ぶことができます。

(寄附金担当課で手続をする場合は、返礼品申込書を提出します。)

## 寄附の申出・納付・税控除の手続の流れ



## 寄附金のモデルメニュー・担当課

寄附の目的分野	事業内容	担当課	電話番号
使用目的を指定しない寄附	一般財源として、本市の施策全般に活用します。	総務課	048 - 259 - 9021
文化振興	美術品等を取得するための必要な費用に活用します。	文化推進室	048 - 258 - 1116
子ども・子育て支援	子どもの健やかな成長に資する事業に活用します。	子ども総務課	048 - 252 - 0270
緑化の推進・緑の保全	緑化の推進、緑の保全及び緑のもたらす効果を活用した環境対策の推進により、地球環境に配慮したみどり豊かなまちづくりに活用します。	みどり課	048 - 242 - 6335
教育施設整備	教育施設の建設等の整備に活用します。	教育総務課	048 - 258 - 1258
教育支援	川口市立高等学校の生徒等の教育活動支援に活用します。	川口市立高等学校	048 - 483 - 5917
環境施設整備	廃棄物処理施設の整備に活用します。	環境施設課	048 - 228 - 5383

## お問い合わせ

- ・窓口での寄附金の申出・納付に関する事…各寄附金担当課
- ・税の控除に関する事…市民税課（電話：048-259-7634～7636, 7245）
- ・インターネットでの手続・返礼品の配送に関する事…各ふるさと納税サイト
- ・制度全般に関する事…税制課（電話：048-271-9230）